

富山県充電インフラ導入支援事業費補助金

県内の商業施設等にEVの充電設備を設置される方に補助金を交付します！

○補助額

国補助金※の確定額の1/2の額

※一般社団法人次世代自動車振興センターが経済産業省の補助を受けて執行する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」をいう。

国の補助額
(購入価格の1/2以内)

県の補助額
(国補助の1/2)

事業者
負担



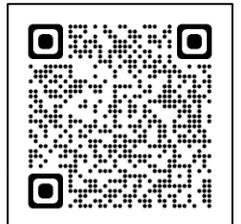
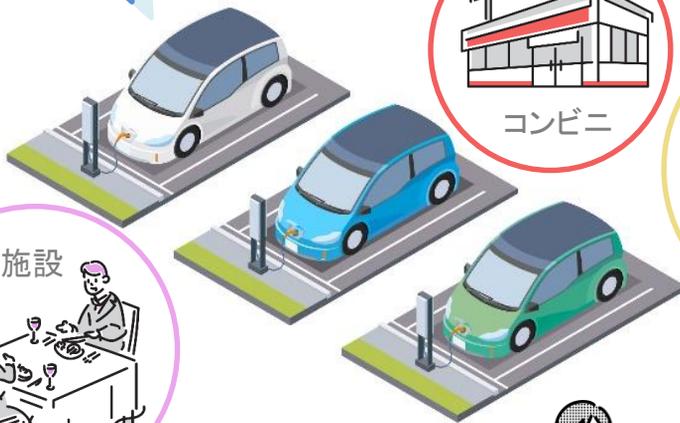
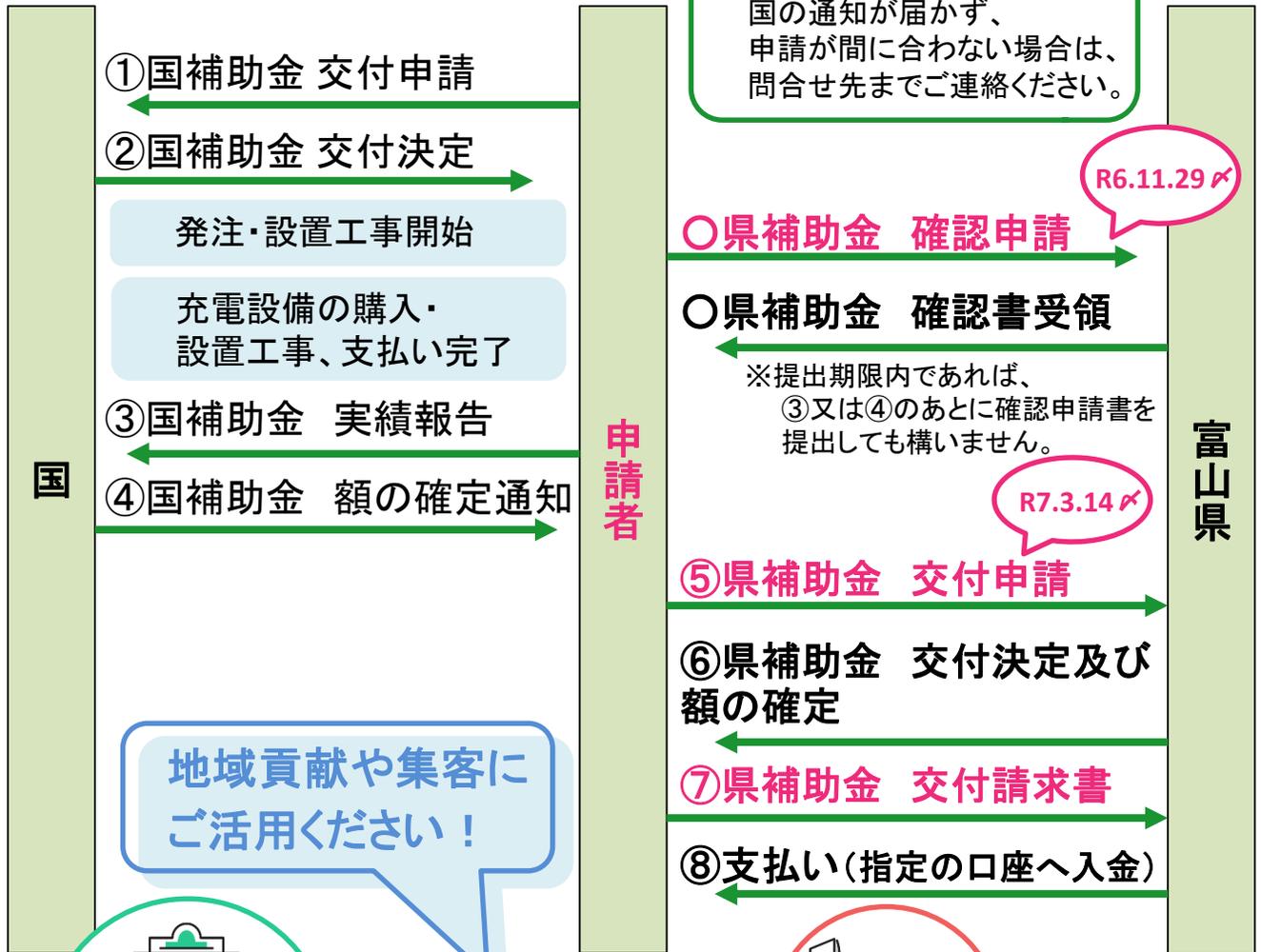
○補助制度の概要



補助額は、最大で
購入価格の3/4！

対象事業	国補助金の対象事業のうち、次の①、②のいずれかに該当するもの ①高速道路SA・PA及び道の駅等への設置事業 (経路充電) ②商業施設及び宿泊施設等への設置事業 (目的地充電)
対象者	①県内の個人(個人事業者を含む) ②県内の法人(市町村含む) ③リース事業者(①または②と契約していること)
対象設備	国の補助制度の「補助対象充電設備一覧表」に掲載されているもの
補助要件	・国補助金の交付決定を受け、令和6年4月1日以後に発注及び支払いを行った充電設備であること ・利用者を限定せず一般開放すること ・新品であること 等
対象経費	充電設備の購入費用(税抜) (※設置工事費は対象外)
受付期間	①確認申請: 令和6年11月29日(金)12時まで(必着) ②交付申請: 令和7年3月14日(金)12時まで(必着) ※申請総額が予算上限に達した時点で、受付を終了します。

○補助金の申請の流れ



県ホームページで詳細をご確認ください！

URL <https://www.pref.toyama.jp/100223/kensei/ev/2024juuden.html>

【お問合せ先・書類提出先】

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7

富山県知事政策局成長戦略室カーボンニュートラル推進課

TEL: 076-444-9676

MAIL: aseichosenryaku@pref.toyama.lg.jp